

(別紙)

令和8(2026)年度 特殊詐欺等の被害防止に向けた動画制作・情報発信事業
業務委託公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は別表のとおりとし、各選定委員が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各委員の評価点数を決定する。
- 3 全企画提案者ごとに、全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除いた残りの者の平均点を算出し、最も高かったものを契約交渉者とする。なお、最も高かったものが複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。
- 4 各選定委員による評価の合計の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。
- 5 企画提案者が5者を超えた場合の事前審査については、上記に準じて企画提案書を審査し、その審査結果の上位5者を本審査に附すものとする。

(100点満点)

審査項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。	10
2 提案内容の優良性	制作する動画によって、手口や防犯対策が正確に伝わるのが期待できるか。	15
	制作する動画は、感覚的に見入ってしまうのが期待されるか。	15
	広告配信の手法や広告運用計画が、目標達成に向け効果的な提案となっているか。	10
	上記の他、提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	10
3 提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	10
4 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	5
6 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
7 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10